

平成29年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

平成29年12月22日（金）午後1時30分、平成29年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、三浦恵理夏

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第3号議案 | 特定農地貸付けに関する承認について |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。定刻よりも少し早いのですが始めさせていただきたいと思います。早いもので今年最後の農業委員会となりました。今年は9月に委員改選がありまして、新しい制度になった訳なのですが、まだまだ事務局も試行錯誤、バタバタしているところもありますけれども、来年もよろしくお願ひします。また来年は視察研修等もありますので、皆さまの協力の下、また農地の保全に努めていければいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それではただ今から、平成29年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願ひいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願ひいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、11月29日 農業委員会活動推進フォーラムに谷澤職務代理、小田川委員、嶋崎委員、田中正治委員、田中英雄委員、松村委員、笹本委員と私が参加いたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は田中克博委員と宮崎委員になります。よろしくお願ひします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案を事務局より説明、お願ひします。

(事務局次長) はい。こちらの第1号議案ですが、本来ですと相続人ご本人様をお呼びしまして、お話を聞くところでございますが、今回諸事情により、お出でになる事が出来ないという事で、会長と職務代理と相談させていただきまして調整した結果、担当の橋本和夫委員さんと嶋崎副担当委員さんの方で、先日ご本人様とお会いしていただいて、いろいろお話をさせていただいた事と、農地の方の確認もしていただいたという事で、今回ご本人様はお呼びしていませんが、こちらの方で認定的な関係もありますので、本日総会にかけさせていただきます事になりました。よろしくお願ひいたします。それでは、1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。平成29年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。次に、担当の橋本委員より説明をお願いします。

(橋本委員) はい。それでは説明いたします。去る12月10日、今、言われましたけど、嶋崎委員と共に現地を調査して参りました。地図は5ページになります。こちらはちょうど、淵上の出雲神社という所のちょうど△△になります。○○○番、●●●番は屋敷続きの裏の畑でござ

います。60年ほど前から、うちの親と同じ頃から梨を植えてありまして、60本ほどですかね、現在ありまして、これを自家用にやっております。いくつか質問させていただきまして、営農計画はどうする予定ですか？という事で、今、梨、又はグレープフルーツ、柚子などを継続して、民家が近くにあるため、消毒する事が難しいので、自家消費を中心に行いたいと。あとは終生の営農になりますが、家族も承知しておりますか？という事で、奥さんは亡くなられたんですね。それで息子の協力を得て行きますという事です。あとは、先ほども言いましたが、出荷などは自家消費が中心ですという事でございます。年間どれくらい仕事ができますか？という事で、以前□□□に勤務してありまして、現在■■■に勤めています。それで3月いっぱい終わりますので、毎日でも頑張っけてやっていきたいという事でございます。そんな形で、一生懸命やっている、今、土日は空いている時はやっているようでございます。大丈夫だと思いますので、ひとつ、ご協議よろしくお願ひします。

(議長) はい。事務局と橋本委員の説明が終わりました。何かご質問はございますか？・・・質問はありませんか？

それでは、ないようですので、番号1の○○○○さんは、相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することといたします。続きまして第2号議案ですが、○○委員の案件ですので、○○委員には一時退室をお願いします。

(○○委員退室)

(議長) それでは事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成29年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。では続いて、担当の小田川委員、説明願ひます。

(小田川委員) はい。それでは説明させていただきます。最初に場所ですが、地図の6ページを見ていただけますでしょうか？これは説明しづらいのですが、福生の方からまっすぐ永田橋を渡りまして、坂があるのですが、それを上がりきった辺りに左に入っていく道があります。ちょっと先に行きますと信号がありまして、小林クリニックという病院がありますけれども、その信号の手前を左に入って行きまして、十字路の所まで行って、●に行った所に△△△△-△があります。地図でちょっと分かると思うのですが、両端が現在は造成されて家が建っております。この件につきましては、11月30日に事務局と○○さんのところにお伺ひしまして、○○●●●さんとお話をさせていただきました。お話の中では、93歳と高齢でもありますけれども、通院もされているという事で、農業に引き続き継続して農作業を行う事は難しいというお話がございまして、私も一緒に確認をしてきた訳でございます。以上です。

(議長) はい。事務局と小田川委員の説明が終わりました。何か質問はございますか？

(谷澤職務代理) あの、医者 of 証明とか、そういうのは？

(事務局) はい。診断書の方ですが、(診断書 朗読)

大病を患っているという訳ではないのですが、農作業は不可能という診断書が出ております。小田川委員にも現地で診断書を見ていただいて、ご本人様の様子も一緒に確認させていただいて、厳しいだろうという事で判断させていただいております。

(議長) 他に質問はございますか？

(小川委員) 高齢だという事で、話は分かるのですが、同居の人だとかいろんな人がいると思うんですけども、そのところは何か聞いていますか？

(事務局) そうですね。今回、〇〇さん立会いの元、〇〇さんのお母さんと面談させていただいたのですが、この土地自体が農業を継続していくのに、耕作するのになかなか厳しい環境である。作物を作りたくても作れないという状況で、営農環境が非常に厳しいという事でした。今回お母さんの故障でここを外す代わりに、できれば同じくらいの調整区域の所に移行したいという、〇〇農園としての経営の意向があるという事もおっしゃっていました。

(事務局) あの、〇〇さんもできるかも知れないんですけども、主たる従事者がお母さんになっておりますので、主たる従事者ができなくなったという事で、生産緑地を一部解除したいという事なので、制度的には問題はないという事になります。ただ小川委員さんとしては、家族経営ができるんじゃないか？という事を仰っているのかなと思うのですが、ただ制度的に主たる従事者がお母さんになっているので、その主たる従事者であるお母さんが故障という事で、解除という事は制度的に問題ないという事になります。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) 他に質問はございますか？

それでは、ないようですので、番号1の〇〇●●●さんは農業の主たる従事者であることを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。それでは〇〇委員を呼んでください。

(〇〇委員入室)

(議長) では、続きまして、第3号議案について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは3ページをご覧ください。こちらの案件なのですが、高齢者支援課というところで行っております事業で、ふるさと農園隊というのがございまして、65歳以上で農業者ではない方が健康を目的にするために農業をやるという事で、市内に4ヶ所ございますので、そちらの案件になります。なお今回載せさせていただいたのが、所有者さんの相続があったという事で、今回手続きを取らせていただく事になりましたので、よろしく願いいたします。それでは読み上げます。第3号議案、特定農地貸付けに関する承認について。特定農地貸付け承認申請書については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規程に基づき承認する。平成29年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、

甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。それではまず、番号1の淵上分を橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは説明いたします。去る12月19日、事務局と共に現地を見て参りました。地図は7ページをご覧ください。場所は西秋留小学校から南側に下り、右折した耕地整理された場所の2ヶ所でございます。こちらに行ったところ、比較的小さい区画で、いろいろな野菜が作ってありました。●●●番は対象地が地図では縦に半分ですが、実際は横に半分のようでした。川側は耕耘されておりまして、上半分ぐらいが貸し付けられて、小さい区画で耕作されておりまして、非常に良くやっております。問題ないかと思っております。よろしくご審議願います。

(議長) それでは続きまして、五日市分を宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。五日市分について報告します。五日市分についても12月19日、事務局と一緒に見て来ました。地図は8ページで、場所は武蔵五日市駅の下側の秋川橋のバーベキューランド、秋川橋河川公園の所の向かい側になります。ここはあの、150坪で区画整理された田んぼの地帯で、その中の4筆を市民農園として使っておりまして、一部に駐車場が備えられておりますけれども、全体で16区画になっておりまして、皆さん頑張って栽培をされています。以上です。

(議長) ただ今、事務局と橋本委員、宮崎委員より説明をいただきましたが、何か質問はございますか？

(小田川委員) ちょっといいですか？簡単な事で。これは市で最初借りる訳ですか？

(事務局次長) そうです。

(小田川委員) それで市から貸し出すと？

(事務局次長) そうです。市民農園を作って開設して、それを市民の方に貸す形です。

(小田川委員) 分かりました。

(谷澤職務代理) これ、賃料は？

(事務局次長) 無料です。健康を目的とするので・・・

(谷澤職務代理) 違う、違う。賃借料。

(事務局次長) 賃借料は・・・固定資産税の2.5倍かも知れないです。ちょっと確認しなかったのですが。

(事務局次長) 固定資産税もそんなに高くないと思うんですけど、その2.5倍というような、大体・・・ちょっと価格的には把握していないのですが。

(小川委員) 五日市分なんですけど、地目は田なんですけど、田んぼじゃなくて、普通の・・・

(事務局) はい。今、田んぼはやってないですね。普通の、現況は畑で。

(小川委員) 畑みたいな格好で貸しているという事で？

(事務局) そういう事ですね。

(小川委員) 分かりました。

(田中英雄委員) これ需要は結構あるんですか？貸してくれという人は。

(事務局) ほぼ、全部うまっていますね。65歳以上の方は無料で借りられるという事で、農林課でやっている市民農園も上ノ台のところにありますけれども、あれは年間7,200円、年齢制限なく市民であれば借りれますが、やっぱり無料で借りられるというのが大分魅力のようです。

(事務局次長) 今のところ、全区画うまっているようです。

(田中英雄委員) 無料っていうのは・・・？

(事務局) 目的が健康増進のために、高齢者の健康増進のためにという事なので、高齢者支援課の方が主体でやらせていただいています。

(田中正治委員) そうするとこれが初めて？1回目という事ですか？

(事務局) もう既に、前からやっています。

(田中正治委員) やってるんですか？

(事務局次長) 平成20年からやっております。

(事務局) 今回、借りている、所有者の方の相続が発生して、名義変更があったという事で、出させていただきました。また、契約更新毎にこれを承認しなければいけないので、来年かそれくらいにまた更新期になるという事で、また同じような形で出てくると思います。農林課で管理している市民農園も今3年更新でやっていますので、来年度末くらいに同じように承認していただくような形になります。

(嶋崎委員) 要は、市が有料で借りて、借り上げて、それを無償で貸すと？そういう事ですね。

(事務局) そういう事です。

(小川委員) もう1ついいですか？担当課はどこになりますか？

(事務局) 高齢者支援課です。

(議長) 他に質問はございますか？よろしいでしょうか？

(平野委員) これは調整じゃないとダメなんですか？

(事務局次長) そんな事はないのですが、賃料が・・・

(平野委員) 別に、市街化区域内でも？

(事務局) 市街化区域内でもいいのですが、ただ生産緑地の所はちょっとやっぱり貸し借りが・・・

(事務局次長) 主たる従事者とか、解除もできないですし・・・

(事務局) ただ、市街化区域内の農地だと・・・

(事務局次長) 2.5倍だと相当な額に・・・

(平野委員) そうですね。

(事務局) 市としても借りづらかな、というのもあります。ダメではないですけど。

(平野委員) 分かりました。

(議長) はい。他に質問はございますか？よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の特定農地貸付けについて承認することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することといたします。続いて第4号議案について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。4ページをご覧くださいと思います。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成29年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明します。9ページの地図をご覧くださいなのですが、地図の真ん中あたりに〇〇-〇と△△-△がありますが、この左側の道路は元々農道だったのですが、この圃場のすぐ上のあたりは、今、全部家が建ってしまっていて、ここも全部この持ち主だったのですが、半分売却するためにこの道路が、この部分だけは広がっています。ですから入口と出口が狭いという、非常に交通的にはいいかなという場所でございます。現在は〇〇-〇と△△-△が本人の持分になっておりまして、ちょうどこの〇〇-〇の北側に家がギリギリまであるところでございますが、少し隙間をあければそれほど迷惑にはならないだろうという場所です。それから向かって左側はケイヨーデイツーの駐車場と農地がございまして、全く問題なく、右の方と南側は今、ほとんど家庭菜園的に使っておりまして、農業をするには非常にいい場所です。耕地も非常に深くて石のないベストな場所なものですから、是非耕作していただけないかなと思っております。ここは10年ほど前に、最後に作っていたのは、ハクサイを最後に作って、そのまま草畑になってしまっていて、今もハクサイの種が落ちて生えているんですね、少し。そういう事なので、農地としては最高、ベストだという風に思っております。そんな事でひとつ、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何か質問はございますか？

(谷澤職務代理) あの、設定を受ける□□くんは、これで、トータルでどれくらいになりますか？

(事務局) 申し訳ございません。今、把握していませんので、のちほど確認してご報告させていただきます。

(谷澤職務代理) 結構やってるよね？まあ、やってもらうには全然問題ないんですけど、本人、今、
■■■さんも調子悪いとかで、結構いっぱいばいばいでやっているような感があるんだけど、その辺はまあ、大丈夫なのかな？

(事務局) ご本人様ともお話しまして、瀏上でも確か利用集積していますし、通作にはまず問題ないというところと、場所もいいところなので何とか頑張ってみよう、と言っていましたので、問題はないかと思っております。

(議長) 他に何か質問は？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続いて専決の報告にうつります。
事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。平成29年あきる野市農業委員会12月の総会専決処理について、報告させていただきます。

専決報告朗読。

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

次回の総会ですが、1月25日(木)、場所は市役所5階、504会議室です。時間は未定です。決まり次第ご連絡いたします。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時59分